

沖合海底域の生物多様性及び生物資源を保全管理するべく、本州程度の広大な海洋保護区の実効的な管理を進めます

1. 事業目的

- ① 新設される沖合海底自然環境保全地域について、現地調査により収集した自然環境の状況に関するデータを解析し、今後の同地域の科学的・実効的な管理や特別地区の追加指定等の検討、継続的なモニタリングの土台（ベースライン）となる情報を確保する。
- ② 上記を通じ、「第3期海洋基本計画」、「生物多様性国家戦略2012-2020」及び愛知目標11を実現しつつ、我が国の沖合海底域の生物多様性及び生物資源（例：宝石サンゴ類等）を保全する。

2. 事業内容

海洋環境の保全が近年国際的な潮流となっており、我が国が主導して決定された生物多様性条約の「愛知目標」等において、沿岸域及び海域の10%を保全することとされているが、我が国の海洋保護区は8.3%に留まっている。

このため、海洋保護区（沖合海底自然環境保全地域）を設定するための自然環境保全法改正案について国会に提出し、2019年4月に成立したところ。同国会における附帯決議では、同地域の的確な調査の実施のために十分な予算及び人員を確保するよう努めることが盛り込まれた。

従って、2020年に指定する沖合海底自然環境保全地域の管理（調査・モニタリング、監視・検査等を含む）にかかる業務が必要であり、本事業では、現地調査で収集した画像や環境DNA等を解析し、同地域内の海底で、どんな生物がどの程度いるかを把握・モニタリングをする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 研究機関、大学又は民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～継続

4. 事業イメージ

左記事業により、指定する沖合海底自然環境保全地域について、生物多様性の変動がどの程度あるのか、開発等により自然環境が劣化してしまっていないか、海洋保護区として保全効果が発揮できているか等を調査する。

現時点で、その対象範囲は小笠原方面の沖合域に、本州程度の広さ22.8万km²、水深は最大で1万m程度までに及ぶものと見込んでいる。この広大な保護区のうち、海山、熱水噴出域、海溝等の要所における現地調査により収集した画像や堆積物・海水等の解析を行う。

また、指定した保護区の位置や規制内容を国内外に周知するためのパンフレット（日・英）を作成し配布する。

年度	事業概要
R 2	保護区指定、管理（愛知目標年）
R 3	保護区管理、新目標を踏まえた国内対応の検討
R 4以降	新規保護区の拡張、既存保護区の管理の継続等